

介護保険負担限度額認定制度

■利用者負担段階と負担限度額

利用者	所得要件		資産要件	負担限度額（日額）			
負担段階				部屋代		食費	
第1段階	・世帯全員及び配偶者が住民税を課税 されていない方で老齢福祉年金を受給 されている方 ・生活保護等を受給されている方		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	多床室		0円	300円
				従来型個室	（特養等）	380円	
					（老健・療養等）	550円	
				ユニット型個室の多床室		550円	
				ユニット型個室		880円	
第2段階	世帯 全 員 及 び	課税年金収入額、非課税年金 収入額、その他の合計所得金 額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	多床室		430円	特養等
				従来型個室	（特養等）	480円	390円 短期入所 600円
					（老健・療養等）	550円	
				ユニット型個室の多床室		550円	
				ユニット型個室		880円	
第3段階①	配 偶 者 が 住 民 税	課税年金収入額、非課税年金 収入額、その他の合計所得金 額の合計が80万円超120 万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	多床室		430円	特養等
				従来型個室	（特養等）	880円	650円 短期入所 1,000円
					（老健・療養等）	1,370円	
				ユニット型個室の多床室		1,370円	
				ユニット型個室		1,370円	
第3段階②	非 課 税	課税年金収入額、非課税年金 収入額、その他の合計所得金 額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	多床室		430円	特養等
				従来型個室	（特養等）	880円	1,360円 短期入所 1,300円
					（老健・療養等）	1,370円	
				ユニット型個室の多床室		1,370円	
				ユニット型個室		1,370円	
第4段階	上記以外の方			負担限度額なし			

■資産要件の対象となる資産の例

＜資産項目＞	＜審査＞	＜提出物＞
預貯金（普通・定期）	対象	通帳の写し（口座番号等が分かるページ、最終残高を含む2か月以内の明細）
有価証券（株式・国債・地方債等）	対象	証券会社や銀行の口座残高の写し
金銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	対象	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	対象	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	対象	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	対象	借用証書
生命保険	対象外	—
自動車	対象外	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額が困難なもの）	対象外	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	対象外	—